

# 令和8年度ふくしま連携・共創推進補助金 募集要領

## 1 事業の目的

ふくしま創生・人口戦略 官民連携・共創チーム（以下「ふくしま共創チーム」という。）に加入する企業・団体等（以下、会員企業・団体）を増加させ、多様な主体との連携を促進し、県全体での人口減少対策を更に加速させることを目的としています。

## 2 事業の内容

### (1) 応募要件

福島県内の人口減少対策につながる活動や人口減少への対応に係る普及啓発等を行い、その取組を通じて非会員企業・団体のふくしま共創チームへの新たな加入を促進する事業（以下「補助事業」という。）を行う会員企業・団体で、次の要件を満たすこと。

- ① 県税を滞納していないこと。
  - ② 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
  - ③ 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
  - ④ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
  - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ⑦ 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等を含む。）の交付を受けて行われる事業でないこと。
  - ⑧ 関係法令等に違反していないこと。
- ※ 交付決定後に上記①～⑧の要件を満たさないことが判明した場合には、補助金の交付を取り消すなどの対応を取ることがあります。

### (2) 補助限度額

1事業あたり50万円

### (3) 補助率

9 / 10 以内

※ 予算の範囲内での補助であり、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。

※ 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨ててください。

(経費区分ごとの小計は1円単位で計算してください)

### (4) 対象経費

- ・補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、「5 補助対象経費」に記載した経費から消費税（仕入控除税額となるもの）を控除した金額です。
- ・補助対象経費の定めに該当するものであっても、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は対象となりません。
- ・一般的な市場価格または事業運営の内容に対して著しく高額な経費は対象となりません。
- ・機械器具等の購入や営利販売のための原材料の仕入れ等を目的とした申請は採択されません。
- ・補助事業によって生じた収入は対象経費から差し引いていただきます。

### (5) 補助事業期間

補助金の交付決定日から令和8年12月31日（木）まで

### (6) 成果報告

事業の成果等について、県の指定する日時・場所・方法（2月にふくしま共創チームの令和8年度活動の報告会を予定）により、成果報告等を実施していただきます。なお、当該成果報告等に要する経費は補助対象となりません。

### (7) スケジュール

補助事業の年間スケジュールは下表のとおりです。

事前相談期間	令和8年5月1日（金）～5月15日（金）
交付申請	令和8年5月1日（金）～5月29日（金）
交付決定通知	令和8年6月
事業期間	交付決定日～令和8年12月31日（木）
完了報告	令和9年1月29日（金）まで
報告会	令和9年2月
補助金の支払い（精算）	令和9年3月中（予定）

## 3 応募方法

### (1) 交付申請について

① 事前相談期間

令和8年5月1日（金）から5月15日（金）17時まで

※ 事業内容や提出書類についてご相談をいただく期間です。

※ 事前相談は交付の条件ではありません。必要に応じてご活用ください。

② 申請期間

令和8年5月1日（金）から5月29日（金）17時まで

③ 必要書類

ア ふくしま連携・共創推進補助金交付申請書（第1号様式）

イ 事業実施計画書（第1号様式別紙1）

ウ 収支予算書（第1号様式別紙2）

エ 暴力団排除に関する誓約書

オ 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（令和8年1月1日以降発行のもの。登記情報提供サービスで取得した登記情報でも可）

カ 会社案内、パンフレット、申請事業に関係するこれまでの取組実績が分かるもの

キ 申請者と同一名義の預金通帳等の写し

※ 応募書類等の返却はできません。

※ その他必要に応じて上記以外の資料の提出を求めることがあります。

（2）応募の際の留意事項

・必要書類は以下の福島県ホームページからダウンロードの上、作成・提出してください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/kyousou-hozyokin.html>

・電子メールで提出された際は、確認のため、「7 提出先及び問い合わせ先」に電話で到達確認をしてください。

・郵送、対面での提出も可能です。

・申請書の記入漏れや添付資料に不備等があると受付できない場合がありますので、お早めにご提出ください。

4 交付決定等

（1）交付決定

交付申請の内容の審査により本補助金を交付すべきものと認められたときは、福島県から交付決定が通知されます。

（2）事業の開始時期

交付決定を受けた後に、補助事業に着手してください。

交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外です。

### (3) 実績報告

事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和9年1月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

### (4) 補助金の支払い

補助事業完了後、交付請求の提出を受け、本補助金が補助事業者に支払われます。

## 5 補助対象経費

費目	内容	補助金の額
1 謝金	事業を行うために直接必要な謝礼金	補助率 10分の9以内  上限 500千円
2 旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費 (講師等招へいに係る交通費も含む)	
3 委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する経費	
4 使用料 及び賃借料	事業を行うために直接必要な機器、設備、車輛等の借用、会議に係る会場使用料等(借料)	
5 諸経費	上記以外の費目で知事が承認した経費(消耗品購入や印刷製本に係る経費、通信運搬に係る費用など)	

#### ※対象経費に係る留意事項

- ・補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額などが確認できるもののみとなります。
- ・発注(委託)先の選定にあたっては、1件の発注ごとに、見積を徴取してください。また、1件の発注が10万円を超える場合は、原則として複数社から見積を徴収願います。ただし、複数社から徴収できない合理的な理由がある場合はこの限りではありません。
- ・支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。
- ・以下の経費は補助対象とはなりません。
  - ①交付決定日より前に契約(発注)や支出を行った経費
  - ②光熱水費などの経常的経費
  - ③汎用性のある物品の購入(PC、PC周辺機器、カメラ・レコーダーなどの記録媒体、オフィス什器等、本事業以外での使用可能性が認められるもの)

- ④人件費（社会保険料、給与・職員手当等）
- ⑤取引に係る消費税及び地方消費税（仕入控除税額となるもの）
- ⑥金融機関などへの振込手数料
- ⑦補助事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ⑧事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- ⑨公租公課
- ⑩上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 6 留意事項

- ・国、県等において同一の内容で他の補助金・助成金の採択を受けた事業は、本事業の補助対象事業とはなりません。
- ・翌年度（令和9年4月1日以降）への事業の繰越はできませんので、計画的に事業を実施してください。
- ・交付申請書その他の提出物の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。なお、提出された交付申請書等は返却しません。
- ・個人情報を含む応募情報は、審査にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。
- ・審査経過・審査結果に関する問い合わせには応じられません。
- ・補助事業完了後においても、県の求めに応じて、事業の現状確認・報告のほか、各種の取材や広報物への掲載等、事業の成果の啓発に協力をお願いします。
- ・補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において確認・実施してください。また、事業に関して自治体や地域住民への説明が必要な場合は誠意をもって行ってください。何らかのトラブルが発生したり、第三者へ損害を与えたりした場合は、申請者の責任において対応してください。
- ・申請者及び採択者はこの募集要領に記載する事項のほか、ふくしま連携・共創推進補助金交付要綱及びFAQ等を遵守しなければなりません。

## 7 提出先及び問合せ先

福島県企画調整部復興・総合計画課（人口戦略本部担当）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階

T E L : 0 2 4 - 5 2 1 - 8 5 6 2

M a i l : [all\\_fukushima@pref.fukushima.lg.jp](mailto:all_fukushima@pref.fukushima.lg.jp)